

事業者のみなさまへ

廃蛍光管などの水銀使用製品の適正な処理についてのお願い

国では、水銀廃棄物の適正な処理の実施を目的とした関係法令の改正が進められており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則」がそれぞれ改正され、平成29年10月1日に施行されました。

このことから、**蛍光管**につきましては、1事業所30本（1月あたり）までの排出に止めていただけるようお願いいたします。なお、他のごみとは分別し、割れないよう出してください。

30本を超える蛍光管につきましては、産業廃棄物の収集許可業者に収集を委託してください。

その他の水銀使用製品（水銀体温計など）は、量の多少にかかわらず、産業廃棄物として処理してください。なお、LED灯、グローランプ、水銀不使用の乾電池などは従来の事業系一般廃棄物（不燃ごみ）として出すことができます。

水銀使用製品とは

水銀電池、蛍光管、気圧計、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計など

蛍光管の処理方法

30本までは、事業系一般廃棄物として処理してください。それを超える量の蛍光管については、産業廃棄物として処理してください。収集の委託にあたっては、産廃の収集許可を持っている業者にお問い合わせください。

具体的な産業廃棄物の処理および収集運搬の業者については、福島県産業廃棄物協会にお問い合わせください。【福島県産業廃棄物協会 024-524-1953】

お住まいの廃棄物担当課までお問い合わせください。

●喜多方市

環境課環境推進係

電話：0241-24-5261

●北塩原村

住民課

電話：0241-23-3113

●西会津町

町民税務課町民生活係

電話：0241-45-2215

○環境センター山都工場

0241-38-3005